

令和6年度 地球温暖化対策計画事業者説明会 質問に対する回答

No	質問	回答
1	生産品目が変わり、排出量に6%以上の増減が見られる場合、基準排出量の変更が必要か。	基準排出量の変更協議の対象となるのは、床面積の増減、建物の用途変更、設備の増減です。 生産品目の変更があり排出量に影響があったとしても、これらの変更がない場合は、基準排出量の変更の対象となりません。
2	埼玉県森林CO2吸収貯蔵量認証制度で認証を受けた吸収量は温暖化対策計画にどのように記載すればよいか。	森林吸収量は計画書では排出量の数字として反映させることはできませんので、事業所(3)シートの「エネルギー起源CO2排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析」欄や「事業者として実施した対策のないよう及び対策実施状況に関する自己評価」の自由記述欄で、取組みの一環として御記載ください。大規模事業所の場合は森林吸収クレジットに変えて、目標達成に充当することができます。
3	事業所(3)シートの「エネルギー起源CO2排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析」では、どの年度の比較をすればよいか。	報告対象年度とその前年度の比較をしてください。R6年度提出の計画書の場合、報告対象年度はR5年度ですので、その前年度であるR4年度との差を分析してください。
4	床面積の変更があった場合、算定資料のその3シートの「床面積入力」はどのように記載すればよいか。	年度内に床面積の変更があった場合、その月の末日時点での当該建物の床面積を御記載ください。8月に建物が撤去されてなくなった場合は、8月末から3月末まで、その建物の床面積は「0」と御記載ください。
5	低炭素電力であることの証明に資料等は必要になるか。 低炭素電力に該当する電力を受けているが、請求書や契約書に「メニュー●」との記載がない。供給会社からのメールなどで確認しているがそれでよいか。	低炭素電力に該当することを県に証明する必要はありませんが、第三者検証受検の際には、検証機関に根拠資料を提示する必要があります。 請求書や契約書に国が告示するメニュー名が記載されていない場合は、他の資料と合わせて根拠とすることが考えられます。
6	①中小企業以外を対象とする省エネ診断のメニューはあるか。 ②中小企業ではない場合、有料で専門診断を受けることは可能か。	①本県の省エネ診断事業で、中小企業者(※)以外の会社を対象とするものではありません。 ※埼玉県中小企業振興基本条例(平成14年12月24日条例98号)第2条の規定に基づく中小企業者 ②有料で専門診断と同様の省エネ診断を実施する場合は、受診事業者と診断事業者が直接契約することになります。県HPで専門診断の診断事業者の一覧を公開していますので、診断事業者に直接お問い合わせください。 <参考：令和6年度省エネ診断事業者の一覧> <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/128351/r6sinndannzigyousaitiran.pdf">https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/128351/r6sinndannzigyousaitiran.pdf</a>